	1.D 概範須 利田伊汝士極事業
	J R 姫新線 利用促進支援事業
補 助 事 業 名	
	JR姫新線の主たる利用者である地元高校生等が行う「JR姫新線の利
	用促進」に資する取組みを支援することにより、着実な利用促進を推進
	する。
補助事業の目的	
	   JR姫新線の利用促進に資する取組を実施する西播磨地域の学校や地域
	「大規制線の利用促進に賃 する取組を美施 する四番層地域の子校や地域   活動を行う団体等
┃ ┃補 助 事 業 の	IIIA/CII / LITT
THH	
対象となる者	ペ 1 日限りや一度の週末のみなど、美旭朔间を短朔间に限定した取組 やイベントは対象外とする。
	、 1  ▼ 1 15A3例/1°C 1 'do
	   姫新線の利用促進につながる取組に要する経費
	(人件費(アルバイト等の賃金に限る)、旅費、謝金、商品の調達費、
	(人件質 (ブルバイト等の ) 金に吹る)、旅貨、湖金、間面の調達質、 資材費、広報費、光熱水費、通信料、賃料、リース料、その他県民局
補助事業の	夏州
11. 44	A A A C PDV/ V/II 具 /
対象となる経費	
	※ ただし、食糧費は対象外とする。
	定額
補 助 率	
	予算の範囲内の額で、1団体あたり100千円以内(ただし、千円未満
	の端数は切り捨てる。)
  補 助 金 の 額	/y// 4P - WU/
「「「」」 ・ 立	
	笠 10 冬
	第 19 条
適用除外する条項	
7 0 11. 0 1 7	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。
その他の事項	
	<u> </u>

関	係	条	項	内	容
第	3		条	(添付書類) 1 JR姫新線 利用促進支援事業計画書( 2 その他参考となる資料 (指定期日) 別に通知する日	別紙 1 )
第	7 条	第 1	· · · · · ·	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額の増額を伴わない範囲で経費区分 (軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ばさず、 伴わない範囲で、補助事業の細部の変更を行	かつ、補助金の額の増額を
		, r,	L 存	(添付書類) 第3条に準ずる (指定期日) 変更計画が決まった後すみやかに	
第	9 条	第一	1 項	(指定期日) 別に通知する日	
第	1	1	条	(添付書類) 1 JR姫新線 利用促進支援事業実績報告 2 補助対象経費を支払ったことを証する領(発注・納品・支払いの日付、内容が確認 3 その他参考となる資料 (指定期日) 補助事業完了後30日以内または翌年度の4	頁収書等の写し 忍できるもの)
第	19条	第	1 項	(処分制限期間) ————————————————————————————————————	